

茅ヶ崎市請負工事成績評定基準

(目的)

第1条 この基準は、茅ヶ崎市工事監督規程（昭和63年8月31日訓令第7号。以下「監督規程」という。）第14条第2項及び茅ヶ崎市工事検査規程（昭和63年8月31日訓令第8号。以下「検査規程」という。）第11条第2項の規定に基づき、請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため、厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負者の適正な選出及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、次に掲げる工事（以下「工事等」という。）を対象として行うものとする。

- (1) 工事請負費で実施する工事
- (2) 委託料で実施する調査委託工事等

(評定者)

第3条 第2条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 監督規程第2条により任命された監督員（以下「監督員」という。）
- (2) 当該工事を担当する課の長が指定した職員（以下「指定職員」という。）
- (3) 検査規程第2条により任命された検査員（以下「検査員」という。）

(評定の方法)

第4条 評定は、別に定める茅ヶ崎市請負工事成績評定採点基準により、工事等ごとに監督又は検査で確認した事項に基づき、的確かつ公平に行うものとする。

- 2 評定の結果は、工事成績採点表（第1号様式。以下「採点表」という。）に記録するものとする。
- 3 評定は、評定者ごとに独立して行うものとする。
- 4 手直し工事確認後の評定は行わないものとする。

(評定結果の提出等)

第5条 監督員及び指定職員は、工事等が完成したとき評定を行い、監督規程第14条第2項の規定による工事完成報告書の評定欄に記入し、工事主管課長に提出するものとする。

- 2 工事主管課長は前項の規定による工事完成報告書の提出があったときは、監督規程第14条第3項の規定による工事完成検査依頼書により契約検査課長に検査を依頼するものとする。
- 3 検査員は検査後に評定を行い、当該工事の採点表の評定点合計（以下「評定点」という。）を算定したうえ、採点表を付して市長に報告をするものとする。
- 4 契約検査課長は、細目別評定点採点表（第2号様式）を付して工事主管課長へ通知するものとする。

(評定点の請負者への通知)

第6条 市長は、工事成績評定通知書（第3号様式。以下「通知書」という。）により評定点を遅滞なく請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 第6条による通知書を受けた請負者は、受理した日から14日以内に書面により、市長に対して評定点について説明を求めることができる。

2 前項の説明を求める書面の提出先は契約検査課とする。

3 市長は、第1項による説明を求められたときは、当該工事主管課と契約検査課で協議し、書面により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第8条 工事成績評定の結果は、当該工事成績評定が請負者に通知された後、すみやかに公表するものとする。

2 公表する項目は、契約番号、工事名称、工事場所、請負者名及び評定点（工事成績採点表における評定点合計をいう。）とする。

附 則

1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

2 工事等監督評定基準（監督員）及び工事等検査評定基準（検査員）は廃止する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。